

事業主様 運行管理者様	代表者	運行管理者	運転者
	回覧印		

業務支援課だより

(第280号)

令和6年10月10日
(公社)熊本県トラック協会

大型車の車輪脱落事故が増加しています。 ～脱落事故防止対策を徹底しましょう～

大型車の車輪脱落事故防止につきましては、令和5年度の事故発生件数は、142件(前年度比2件増)と依然として多くの車輪脱落事故が発生していることを踏まえ、「大型車の車輪脱落事故防止対策に係る連絡会」において、大型車の車輪脱落事故防止「令和6年度緊急対策」を取りまとめられましたので、お知らせいたします。

また、運送事業者の実施事項について、引き続き取り組んでいただきますようお願いいたします。

【実施事項(抜粋)】

1. 整備管理者は、適切なタイヤ脱着作業の実施を確保するため、次の事項を徹底すること。
 - ①作業日程及び作業時間に余裕を持った、計画的なタイヤ脱着作業を実施する。特に降雪地を運行する車両がある場合は、1. (積雪予報が発せられた直後に交換作業が集中し、作業ミスが発生しやすい状況にある)を踏まえ、積雪予報が発せられた際に急な作業とならないよう十分配慮する。
 - ②脱着作業を行う際は、正しい知識を有した者に実施させる。
2. 運送事業者は、車輪脱落事故防止のための「お・と・さ・な・い」のポイントについて、社内の整備管理者、運転者及びタイヤ脱着作業者に確実に実施させること。
特に車輪脱落事故の多い左側後輪や積雪地域、舗装されていない道路を走行する大型車については、重点的な点検・整備の実施を心がけること。
3. 整備管理者は、増し締めをやむを得ず車載工具で行う場合の実施方法を、運転者やタイヤ脱着作業者に指導すること。なお、整備管理者は、車載工具で増し締めを行った場合は、必ず帰庫時にトルクレンチを使用して規定のトルクで締め付けること。(購入の際は、熊ト協のトルクレンチ助成をご活用ください。)